

平成21年11月教育委員会会議の要旨

議 案

議案第1号『平成21年度山口県一般会計補正予算(第4号)についての意見の申出について
(報告承認)』

【概要】

平成21年度11月補正予算に対する意見の申出について報告され、承認された。

学校建設費

県立学校の耐震化を推進するため、設計が完了している耐震補強工事等で、着工可能となっているものを前倒し実施するとともに、大津緑洋高校における関連施設の整備について検討を行うもの。(単位：千円)

事業名	事業内容	補正額
校舎改築費	特別教室棟改築工事(下関南)	112,500
	関連施設整備検討経費(大津緑洋) (整備する施設、設置場所、概略設計等)	10,000
大規模改造事業	特別教室棟耐震補強工事(小野田工業)	131,000
合 計		253,500

教職員給与費

人事委員会勧告並びに義務教育等教員特別手当の国の見直しを受け、所要の補正を行うもの。

《主な減額要因》 (単位：千円)

区分	改定内容	補正額
給与改定分		△2,471,464
期末手当	支給月数の減 △0.25月分 (1.60月分→1.35月分)	△1,452,641
勤勉手当	支給月数の減 △0.1月分 (0.75月分→0.65月分)	△583,390
義務教育等教員特別手当	3.0% → 2.2%相当 (支給限度額15,900円→11,700円)	△110,091
その他		△325,342
現員現給既定予算分		△174,902
合 計		△2,646,366

債務負担行為

事項名	期間	限度額(千円)
山口県スポーツ交流村に係る指定管理者の指定をすること	平成22年度から平成26年度まで	445,500

議案第2号 『市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての意見の申出について(報告承認)』

【概要】

山口市と阿武郡阿東町において、平成22年1月16日に向け両自治体の合併の手続きが進められている中で、関係する県条例の所要の整理を行うことに対する意見の申出について報告され、承認された。

1 改正の趣旨

阿武郡阿東町を廃し、その区域を山口市の区域に編入することに伴い、県の組織の位置、所管区域に係る市町の名称整理等のため、関係条例を一括して整理するもの。

2 改正の内容

※県教育委員会に係る条例

- ・ 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正
(へき地手当の対象である学校名に係る市町の名称整理)
- ・ 山口県立高等学校等条例の一部改正
(高等学校等の位置に係る市町の名称整理)
- ・ 山口県青少年野外活動センター条例の一部改正
(青少年野外活動センターの位置に係る市町の名称整理)

3 施行期日

規則で定める日

議案第3号 『一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について(報告承認)』

議案第4号 『一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について(報告承認)』

議案第5号 『一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について(報告承認)』

【概要】

平成21年10月15日に行われた人事委員会勧告に基づき、関連する標記条例の一部改正に対する意見の申出について一括して報告され、承認された。

1 人事委員会勧告に係る改正等の概要

(1) 期末手当及び勤勉手当の改定

ア 平成21年度の支給割合

各支給期における支給割合を次のとおり改定する。

(単位：月分)

	期末手当	勤勉手当	合計
6月期	1.40 (1.20)	0.75 (0.95)	2.15 (2.15)
12月期	1.60→1.35 (1.40→1.15)	0.75→0.65 (0.95→0.85)	2.35→2.00 (2.35→2.00)
合計	3.00→2.75 (2.60→2.35)	1.50→1.40 (1.90→1.80)	4.50→4.15 (4.50→4.15)

イ 平成22年度以降の支給割合

各支給期における支給割合を次のとおり改定する。

(単位：月分)

	期末手当	勤勉手当	合計
6月期	1.40→1.25 (1.20→1.05)	0.75→0.70 (0.95→0.90)	2.15→1.95 (2.15→1.95)
12月期	1.35→1.50 (1.15→1.30)	0.65→0.70 (0.85→0.90)	2.00→2.20 (2.00→2.20)
合計	2.75 (2.35)	1.40 (1.80)	4.15 (4.15)

備考 () 内は特別管理職員

(2) 県議会議員等の期末手当の改定

以下の条例の適用を受ける者に支給される期末手当について、以下のとおりとする。

- ・山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- ・知事等の給与及び旅費に関する条例
- ・教育長の給与及び旅費に関する条例

平成21年12月期→1.50月分

平成22年度以降→6月期：1.45月分、12月期：1.65月分

(3) 任期付職員の期末手当の改正

平成21年12月期→1.50月分

平成22年度以降→6月期：1.45月分、12月期：1.65月分

(4) 施行期日

公布の日から施行する。ただし期末手当及び勤勉手当の平成22年度以降の支給割合の改正規定については、平成22年4月1日から施行する。

2 義務教育等教員特別手当の見直しに係る改正の概要

(1) 支給月額の見直しについて

手当の支給限度額を11,700円(現行：15,900円)とする。

(2) 施行期日

平成22年1月1日から施行する。

【 質 疑 】

質問) 任期付研究員等の採用というのは、今までどういう場合に対象者がいたのか。

回答) 知事部局ではソフトウェアの開発時に、民間の研究員を任期付きで採用したことがある。

議案第6号 『物品の買入れについての意見の申出について(報告承認)』

【概要】

県立学校における教育用コンピュータ及び周辺機器の購入に係る契約に対する意見の申出について一括して報告され、承認された。

1 物品の概要

(1) 名称

コンピュータ教室用機器 1式

ネットワーク用端末機器	1式	
(2) 機器構成		
コンピュータ教室用機器	デスクトップ型パソコン	441台
	ファイルサーバ	36台
	プリンタ	36台
	スキャナー	3台
ネットワーク用端末機器	ノート型パソコン	365台
	プロジェクター	34台
	スクリーン	34台
(3) ソフトウェア		
オペレーティングシステム(OS)、文書作成ソフト、ビデオ編集ソフト、言語処理ソフト、CADソフト、教育支援ソフト 等		

2 整備場所

コンピュータ教室用機器	18校
ネットワーク用端末機器	73校

3 契約の方法

平成21年10月29日、一般競争入札を行った結果、金 130,725,000円(消費税及び地方消費税を含む)で買入契約を行うもの

4 売払人の状況

(1) 売払人	西日本電信電話株式会社山口支店 支店長 杉田 和哉
(2) 事務所の所在地	山口市熊野町4番5号

5 納期限

平成22年2月26日

6 入札参加業者

西日本電信電話株式会社山口支店
山口視聴覚機器株式会社
株式会社大塚商会広島支店

【 質 疑 】

質問) 入札方法や仕様書の検討など、今までの入札と何か変更のあった点はあるか。

回答) 学校現場で使用するソフトウェアの活用状況等についてアンケートを行い、それを基本としたソフトの選定と、それに見合う機器の選定に努めている。

議案第7号 『公の施設に係る指定管理者の指定についての申出について(報告承認)』

【概要】

下記指定管理施設について、平成22年3月31日に指定期間が満了するため、次期期間に係る指定に対する意見の申出について報告され、承認された。

1 指定管理者に管理を行わせる施設

山口県スポーツ交流村

2 指定管理者

山口市秋穂二島1062番地
財団法人山口県ひとづくり財団

3 指定の期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで(5年間)

4 指定管理者に行わせる業務

- (1) 施設及び設備の維持管理に関すること
- (2) 施設の使用を許可し、もしくはその許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (3) 使用日又は使用時間を変更すること
- (4) 体育の振興を図るために必要な業務に関すること

5 指定管理者選定の経緯

- (1) 公募
平成21年9月15日から平成21年10月15日までの間、応募を受け付けたところ、2団体から応募があった。
- (2) 選定
外部有識者等で構成する山口県体育施設指定管理者選定委員会（委員長岡本豊太郎）において、応募者からの事業計画書のヒアリングを行った上で審査を実施し、財団法人山口県ひとづくり財団が優先交渉権者に選定された。

【 質 疑 】

質問) 県が直轄で管理するともっと費用がかかるのか。

回答) 以前の委託管理での管理と比較すると、管理運営に民間のノウハウを取り入れたことにより、利用者実績及び使用料（収入）が上がっている。

質問) 財団法人山口県人づくり財団は、この他にも県所有施設について、指定管理をしているのか。

回答) 青年の家をはじめ、県内で5つの施設を管理運営している。

報 告 事 項

◆『平成22年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針』について報告された。

【概要】

平成22年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針

山口県教育委員会

子どもたち一人ひとりの夢の実現のためには、教育改革を着実に推進するとともに、各学校の組織力を強化し、教育力の向上を図ることが必要である。

このため、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質の向上を図り、専門性を発揮しながら、特色ある学校づくり、確かな学力や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、全県的な視野に立って、厳正に人事の刷新を図り、適材を適所に配置する。

記

- 1 各学校の教職員については、専門性、年齢、性別、現任校の勤務年数等の観点から検討し、適切な配置を進める。
なお、同一校勤務が、小・中学校においては7年、県立学校においては10年を超える者については、原則として異動を行う。
- 2 校長、教頭等の管理職の採用・昇任に当たっては、年功序列にとらわれず、多様な

教職経験を有する者で、教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質向上のために指導力を発揮することができる人材を選任する。

3 新規採用者については、学校や地域の状況等を踏まえ、計画的な配置を行う。

4 地域間、小・中・高等学校と特別支援学校間等の人事交流を推進する。

特に、小・中学校においては、地域間及び規模の異なる学校間の交流を、また、高等学校においては、全日制・定時制・通信制課程間、普通科・専門学科・総合学科高校間及び普通科高校の地域間の交流を、さらに、特別支援学校においては、特別支援学校間及び小・中・高等学校等との交流を積極的に行う。

◆『平成22年度山口県立学校職員(寄宿舍指導員)採用候補者選考試験の選考結果』について報告された。

【概要】

平成21年10月18日（日）山口県セミナーパークにおいて実施された標記採用候補者選考試験の結果について、以下のとおり報告された。

志願者数、受験者数、採用候補者名簿登載者等

区分	職種	志願者数	受験者数 (A)	採用候補者 名簿登載者数 (B)	倍率 (A/B)
	寄宿舍指導員	42	35	2	17.5

◆『平成22年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領』について報告された。

【概要】

◇第一次募集

- ・志願登録の期間 2月12日（金）から2月17日（水）午前10時まで
- ・出願の期間 2月22日（月）から2月25日（木）午前10時まで
- ・学力検査 3月9日（火）
- ・選抜結果の発表 3月16日（火）午前10時

◇推薦入試

《実施学校、学科及び募集人員》

- ・推薦入学は、全日制課程において実施する。
- ・推薦入学を実施する際の募集人員は、次の表のとおりとし、この範囲内で高等学校長が定める

実施学科・コース	募集人員
すべての学科・コース (普通科体育コースを除く)	入学定員の50%以内
普通科体育コース	入学定員の75%以内

- ・出願の期間 1月28日（木）から2月2日（火）午前10時まで
- ・面接等の実施日 2月9日（火）
- ・選抜結果の通知 2月17日（水）午前10時に中学校長及び本人に通知

◇連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

《実施学校及び募集人員》

山口県立周防大島高校（普通科・福祉科）、山口県立美祢高校

- ・出願の期間 1月28日（木）から2月2日（火）午前10時まで
- ・面接及び小論文の実施日 2月9日（火）
- ・選抜結果の通知 2月17日（水）午前10時に中学校長及び本人に通知

◇第二次募集

《実施学校・学科及び募集人員》

3月16日（火）に県教育委員会が発表する。

- ・出願の期間
 - 全日制課程 3月17日（水）～3月19日（金）午後2時まで
 - 定時制課程 3月17日（水）～3月25日（木）正午まで
- ・面接等の実施日
 - 全日制課程 3月23日（火）
 - 定時制課程 3月26日（金）
- ・選抜結果の発表
 - 全日制課程 3月24日（水）正午
 - 定時制課程 3月29日（月）正午

平成22年度山口県公立高等学校入学者選抜のための学力検査に係る追試験の実施について

1 追検査の対象となる者

学力検査を欠席した者で、新型インフルエンザの疑い患者※として医師から診断され、その診断書等を提出した者

※ 新型インフルエンザ疑い患者とは、簡易検査によりインフルエンザA型陽性者又は医師からインフルエンザと診断された者をいう

2 追検査の実施方法

- ・検査教科…国語、社会、数学、理科及び英語
(国語聞き取り問題、英語リスニングテストは実施しない。)
- ・配点…各教科とも20点
- ・実施期日…平成22年3月14日（日）
- ・検査会場…志願先高等学校
- ・合格者の発表…平成22年3月16日（火）午前10時（第一次募集合格者発表日）

3 追検査実施学校の発表

学力検査実施日（3月9日）に、県教育委員会が発表する。

平成22年度山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜のための選考検査に係る追試験の実施について

1 追検査の対象となる者

選考検査を欠席した者で、新型インフルエンザの疑い患者※として医師から診断され、その診断書等を提出した者

※ 新型インフルエンザ疑い患者とは、簡易検査によりインフルエンザA型陽性者又は医師からインフルエンザと診断された者をいう

2 追検査の実施方法

- ・実施期日…平成22年1月23日（土）

- ・検査教科…記述式の課題、面接
- ・検査会場…志願先の学校
- ・入学予定者の発表

追検査を実施した場合は、当該校のみ、1月26日（火）を1月28日（木）に変更する。

3 追検査実施学校の発表

選考検査実施日（1月16日）に、県教育委員会が発表する。

【 質 疑 】

質問) 医師からインフルエンザと診断された者とあるが、これには季節性インフルエンザも含めるのか、教えていただきたい。

回答) 季節性のものも含めたインフルエンザということで、追試験の対象者にしている。

意見交換

◆『生徒指導の充実について ～学校・家庭・地域の緊密な連携を通して～』

【概要】

児童生徒の問題行動等の背景について、まず現在の子どもたちを取り巻く環境や子どもたちの意識・行動の変化の説明がなされ、学校・家庭・地域の連携強化による生徒指導体制の推進が必要であることが報告された。

続けて、本県の生徒指導上の課題と主な暴力行為・いじめ、不登校対策について、資料に沿って説明し、成果と課題、今後の取組の方向性について事務局から説明があった。その後、『暴力行為・いじめや不登校の減少に向けた学校・家庭・地域の連携を図った取組』について教育委員と意見交換を行った。

【 質 疑 】

質問) 「心のノート」の活用方法を教えていただきたい。

回答) 例えば、道徳の授業で、日常生活と絡めながら道徳的な価値というものを実践力に繋げていくような活用をしている。ノートを使って様々な角度から自分の生活や思いを改めて思い直して、道徳の心を子どもたちにしっかりと身につけて欲しいためである。

質問) 心のノートには感動的な詩がたくさん載っているが、例えば先生が朗読をし、あるいは子どもが読んで、お互いに感動しあうということはあるのか。

回答) もちろんある。

質問) スクールソーシャルワーカーは、保護者などに周知されているか。

回答) やまぐち総合教育支援センター内の「子どもと親のサポートセンター」に配置してあることを周知している。

質問) 暴力行為の数は、学校が把握した件数なのか。把握漏れも含まれているのか。

回答) 学校が把握した全ての暴力行為である。

質問) 本県は平成13年をピークに減少しているが、全国的にもそのような傾向なのか。

回答) 全国的にそういった傾向にある。

質問) 暴力行為を起こした子どもの卒業後の追跡調査はされているか。

回答) していない。

質問) 不登校の子どもたちに対する対応はどうなっているのか。

回答) 市町教委と連携して不登校児童生徒を受け入れる教育支援センターなどを設け、そこに通って学校に行く準備をする子どももいる。また、学習支援員の派遣をして勉強に遅れた子どものサポートする支援を行っている。

【その他意見】

- 学校での暴力行為が思春期の突発的な行為で終わると良いが、将来に渡ってそういう傾向が続くようなら、まさに社会問題となるので、凶悪事件に結びつく何か相関関係の識別できればよいと思う。
- 暴力行為という悪い数値ばかり報告され、スクールカウンセラーやゲストティーチャーなどから受けた感銘など、良い感想も本当はたくさん報告されているのではないか。子どもに対する生活上の指導やその対応に重点が置かれ、先生方の時間も力も多く注ぐのは大変であるので、良い報告を受け、気持ちの上で余裕を持ちながら取り組んでいけると良い。
- 子どもたちの暴力行為について、組織で対応する部分と個人で対応する部分のバランスが大事である。
- 子どもを取り巻く環境の中で、警察との連携は実際に行われているので、青少年の健全育成という意味で、今後は健康福祉部との連携が必要ではないか。
- 産業界にも働きかけを行うことが必要。家庭を健全に育てていく支援もやはり企業の一つの責任だと思う。
- 暴力行為の数値を見る際は、それは、「件数」であることに気を付けなければならない。一人の子どもが年に何回も暴力行為を行うことがあり、年によって件数が大きく変化することがある。大事なはその背景であり、県全体がおかしいわけではない。その子どもに対する指導はきちんとしていかなければならない。
- 一番大事なことは学校と家庭と地域が連携しなければならないことであって、子どもたちの対応だけでなく大人の対応策(両者支援)も併せて考えなくてはならないのでは。
- 勉強ができなくても他の分野で活躍している地域の方を学校に招き、子どもたちに様々な生き方を見せることができるゲストティーチャーをどんどん推進して欲しい。